

議案第55号 平成27年度習志野市一般会計補正予算（第4号）

1 歳入歳出補正予算 補正前 570億3,760万9千円
 補正額 △2億9,518万7千円
 補正後 567億4,242万2千円

（歳出概要） ・新庁舎建設工事費

2 継続費
 （変更）

（単位：千円）

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	新庁舎建設 工事費	8,845,200	平成 26年度	36,936	8,883,195	平成 26年度	36,936
				平成 27年度	959,327		平成 27年度	664,140
				平成 28年度	6,568,266		平成 28年度	6,387,148
				平成 29年度	1,280,671		平成 29年度	1,794,971

議案第56号 平成27年度習志野市一般会計補正予算（第5号）

1 歳入歳出補正予算 補正前 567億4,242万2千円
 補正額 2億4,493万4千円
 補正後 569億8,735万6千円

（歳出概要） ・東習志野・実籾地域バス実証運行事業
 ・自治振興施設運営費
 ・連絡所運営費

- ・選挙管理委員会事務局費
- ・管外保育運営費
- ・こどもセンター整備事業
- ・生活保護費
- ・予防接種事業
- ・公共下水道事業特別会計繰出金
- ・特別支援教育推進事業
- ・小学校施設改善整備事業
- ・給食センター賄材料費
- ・単独校給食賄材料費
- ・平成26年度事業費確定に伴う国県支出金過年度分返還金（5事業）
- ・決算調整による職員給与費

2 継続費
(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
3 民生費	2 児童福祉費	こどもセンター整備事業(施設設備解体工事)	23,145	平成27年度	1,389
				平成28年度	21,756

3 繰越明許費
(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	自治振興施設運営費	12,000
	3 戸籍住民基本台帳費	連絡所運営費	820
8 土木費	3 都市計画費	3・4・4号線整備事業	55,966

4 債務負担行為
(追加)

事 項	期間	限度額
こどもセンター施設賃借料	7 年	賃借料46,020千円に消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内

議案第57号 平成27年度習志野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- 1 歳入歳出補正予算 補正前 167億7,618万5千円
 補正額 1億 979万4千円
 補正後 168億8,597万9千円
 (歳出概要) ・ 償還金

議案第58号 平成27年度習志野市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

- 1 歳入歳出補正予算 補正前 76億9,583万5千円
 補正額 835万8千円
 補正後 77億 419万3千円
 (歳出概要) ・ 決算調整による職員給与費

2 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 下水道事業費	1 総務費	下水道維持管理事業	199,200

議案第59号 平成27年度習志野市介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 1 歳入歳出補正予算 補正前 95億3,664万2千円
 補正額 3億4,251万6千円
 補正後 98億7,915万8千円
 (歳出概要) ・ 介護給付費準備基金積立金
 ・ 償還金

議案第60号 習志野市行政不服審査法施行条例の制定について

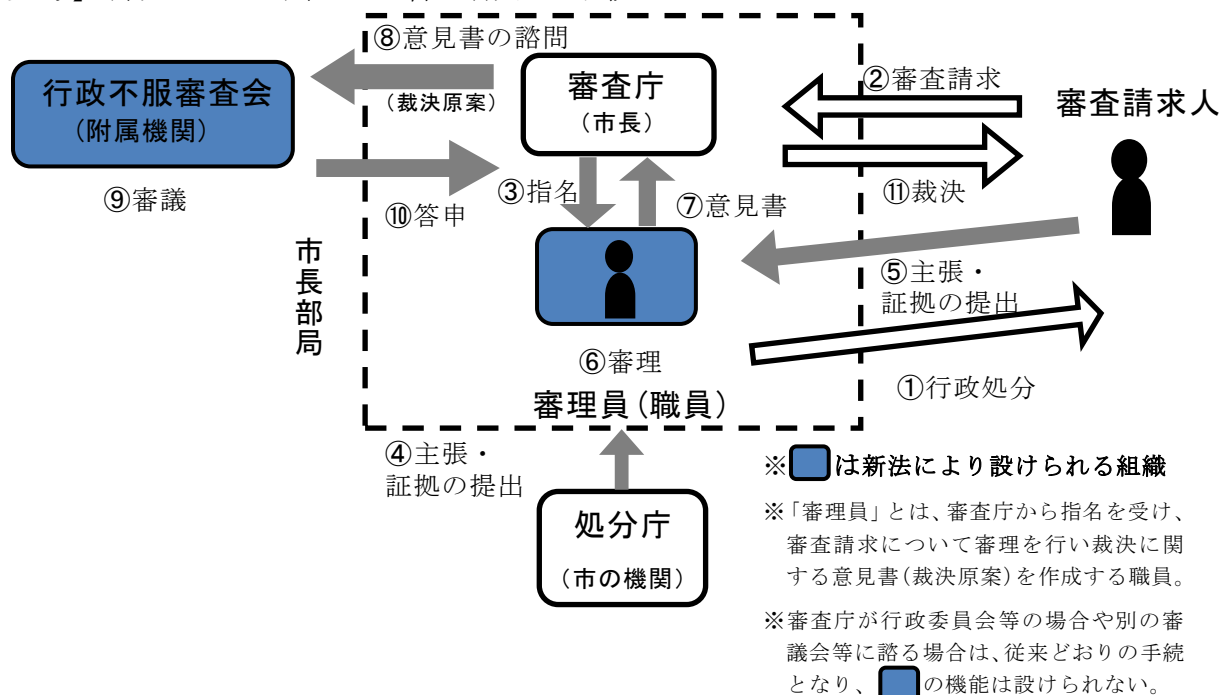
行政不服審査法の全部改正に伴い、条例で定めることとされた事項を定めるものです。

習志野市 行政不服審査会	行政不服審査法第81条の規定により設置される附属機関※の組織及び運営について、次のように規定します。 ※市長に対する審査請求について、市長の諮問に応じ、調査審議し答申を行う機関	
	委員	5人以内 審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律及び条例又は行政に関して識見を有する者のうちから、市長が委嘱
	任期	・委員の任期は、2年とし、再任できる。 ・補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
	臨時委員	特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。
	報酬	日額 7,300円（議案第64号の整備条例で規定）
	守秘義務	委員は、職務上の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
書類の 交付手数料	罰則	委員が守秘義務に違反した場合 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	審査会、審理員等に提出された書類の交付手数料 ・黒単色 1枚 10円 ・カラー 1枚 50円	

（施行期日）

行政不服審査法の施行の日から施行します。

【参考】新法による市長への審査請求の手続



議案第 61 号 習志野市手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆^{きずな}を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例の制定について

障がいの有無に関わらず、共に暮らしやすい共生社会を実現するため、基本理念を明確にし、市、市民、市民活動団体及び事業者の責務を定めることにより、相互に連携及び協働を図り、もって障がい者の情報の取得・利用やコミュニケーションが保障される環境整備を推進するとともに、手話の普及や理解の促進を図るため、本条例を制定するものです。

《概 要》

基本理念	・障がい者の基本的人権の尊重又は擁護に当たり、情報保障及びコミュニケーションの重要性を認めます。 ・手話が言語であるという認識を広め、ろう者が手話を利用する機会を保障します。 ・障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し協働します。
連携及び協働	市、市民、市民活動団体及び事業者は、相互に連携及び協働を図り、障がい者の情報保障及びコミュニケーションの保障並びに手話の普及及び理解の促進のための社会環境の整備に関する施策又は活動を実施するよう努めるものとします。また、国、他の地方公共団体等との連携及び協働に努めるものとします。
市の責務	・条例の目的を達成するために必要な施策を総合的かつ計画的に実施することに努めるものとします。 ・障がい者の情報保障及びコミュニケーションの保障並びに手話の普及及び理解に関する合理的配慮を行うものとします。
市民の責務	障がい者の情報保障及びコミュニケーションの重要性並びに手話が言語であることを理解し、障がい者の情報の取得及び利用並びにコミュニケーションにおける合理的配慮を行うよう努めるものとします。
市民活動団体・事業者の責務	・障がい者の情報保障及びコミュニケーションの保障並びに手話の普及及び理解の促進に関する合理的配慮を行うよう努めるものとします。 ・他者が行う条例の目的を達成するために必要な活動及び市が実施する施策に協力するよう努めるものとします。
情報、コミュニケーションに関する施策	生活のあらゆる場面で障がいのない人と等しく情報保障をすることによりコミュニケーションを図ることができる環境を整備すること、災害時における緊急情報を障がいの特性に応じ迅速かつ的確に伝達することなど情報及びコミュニケーションの保障を図ります。
手話の普及、理解の促進に関する施策	・市民に手話を普及し、手話に対する理解を促進します。 ・ろう者が手話を学び使用する機会を確保することに努めるものとします。 ・市の実施する講座等を手話により受講できる環境整備を行うものとします。

(施行期日)

平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

**議案第62号 習志野市いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策委員会及び
いじめ問題再調査委員会設置条例の制定について**

「いじめ防止対策推進法」に基づき、次の附属機関を設置するため、条例を制定するものです。

＜習志野市いじめ問題対策連絡協議会の概要＞

職務	・いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定するいじめ防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議する。 ・当該機関及び団体相互の連絡調整を図るための事務を処理する。
組織・委員	委員は、習志野市青少年問題協議会の委員をもって充て、会長は教育長、副会長は市長とする。 1 委員25人以内で組織 2 委員は、学識経験者・関係行政機関の職員等のうちから市長が委嘱
任期	・委員の任期 関係行政機関の職員等の中から委嘱された者はその職に在任する期間、学識経験者の中から委嘱された者は2年とし、再任できる。 ・補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
報酬	月額7,300円

※ 委員は、習志野市青少年問題協議会の委員をもって充てることから、条例附則で習志野市青少年問題協議会設置条例の一部を改正し、文言整理をします。

＜習志野市いじめ問題対策委員会の概要＞

職務	・いじめ防止等のための対策に関すること。 ・いじめ防止対策推進法第24条に規定する事案に関すること。 ・その他いじめ防止等のために教育委員会が必要と認める事項に関すること。 ・教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に関することについて調査審議する。
組織・委員	1 委員5人以内で組織 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱 ・学識経験者 ・教育委員会が必要と認める者
任期	・委員の任期は、2年とし、再任できる。 ・補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
報酬	月額7,300円

《習志野市いじめ問題再調査委員会の概要》

職務	・ 市長の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について必要な調査を行う。
組織・委員	1 委員 5 人以内で組織 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱 ・ 学識経験者 ・ 市長が必要と認める者
任期	・ 委員の任期は、2 年とし、再任できる。 ・ 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
報酬	日額 7, 300 円

(施行期日)

平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

議案第63号 習志野市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

本格的な少子超高齢社会と人口減少社会への対応が求められる中、地方分権、住民ニーズの多様化による業務の増大が課題となる一方、適正な定員管理、行政改革の推進など、更なる効率的な自治体運営が求められています。

このような中、基本構想における将来都市像を実現する体制を強化するとともに、多様化する住民ニーズや社会情勢の変化に柔軟に対応する行政組織を構築するため、改正するものです。

(改正後の組織)

政策経営部	総合的な政策の企画・調整、経営改革、広報、まちの魅力・情報の効果的な発信、予算の編成・執行管理その他の財務、秘書、渉外、資産の管理・活用、公共施設の設計・監理・保全
総務部	議会、法規、文書、危機管理、防災、人事、給与、情報政策、契約、工事検査
協働経済部	市民協働、住民自治振興、商工業、農業、観光、男女共同参画、市民相談、広聴、防犯、交通安全（都市環境部の所掌する事務を除く。）、戸籍、住民基本台帳、国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金、市税
健康福祉部	社会福祉、保健、医療、墓地、葬祭、高齢者・生活困窮者・障がい者の福祉、児童の発達支援、介護保険、地域福祉
都市環境部	都市政策、市街地整備、環境保全、公害対策、建築、開発行為、道路、交通対策、下水道、住宅、公園、緑化、清掃、環境衛生
こども部	子どもの政策、保育一元化、子育て支援

(施行期日)

平成28年4月1日から施行します。

議案第64号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政不服審査法の全部改正に伴い、関係条例の文言整理等を行うとともに、一部、手続の特例を設けるものです。

- 1 「習志野市情報公開条例」及び「習志野市個人情報保護条例」の改正
現行と同様の諮問制度を維持するため、次の改正を行います。

(1) 審理手続の特例

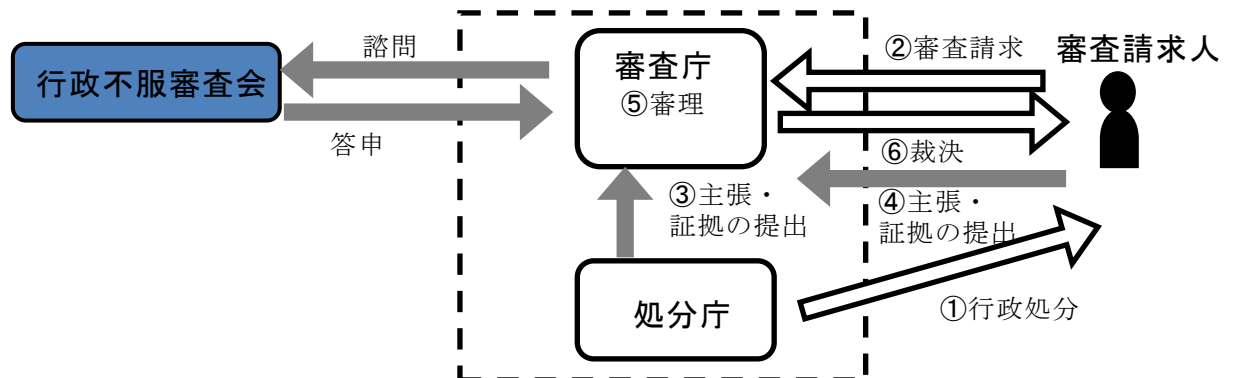
情報公開・個人情報開示の請求に対する非公開・不開示決定について審査請求（不服申立て）があった場合に、審理員による審理手続及び行政不服審査会への諮問制度について適用しないこととします。この場合は、法律上、行政不服審査会への諮問はされないこととなりますが、条例に基づいて、現行の審理体制に準じた形で諮問することとします。

(2) 審査請求に係る諮問機関の統合

(1) に伴い、情報公開審査会及び個人情報保護審議会の不服審査機能を行政不服審査会に統合することとします。



【参考】情報公開条例・個人情報保護条例に基づく、審査請求の手続



- (3) その他新法の規定に合わせた文言整理を行います。

2 「習志野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の改正

報酬について、次のように定めます。

職名	報酬額
行政不服審査会委員	日額 7,300円
審理員（外部から非常勤特別職を登用する場合）	日額 26,400円

3 「習志野市固定資産評価審査委員会条例」の改正

固定資産評価審査委員会について、行政不服審査制度の改正に伴う地方税法の改正により、行政不服審査会に準じた書類の交付手数料を設けるとともに、関係規定の文言整理を行うものです。

4 その他の条例の改正

次の条例について、新法の規定に合わせた文言整理を行います。

- ・習志野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- ・習志野市一般職の職員の給与に関する条例
- ・習志野市職員の退職手当に関する条例

（施行期日）

行政不服審査法の施行の日から施行します。

議案第65号 習志野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例及び習志野市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「マイナンバー法」といいます。）の改正に伴い、文言整理を行うものです。

（施行期日）

マイナンバー法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行します。

議案第66号 習志野市税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、改正するものです。

1 徴収猶予・換価の猶予制度関係

納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保するため、換価の猶予に関し納税者の申請に基づく制度を創設すること並びに、徴収猶予及び換価の猶予に係る猶予金額の納付方法、申請期限その他の手続等を定めるものです。

2 たばこ税関係

旧3級品[※]とされている紙巻たばこに係る税率の軽減措置（特例税率）を廃止します。

この改正による激変緩和のため、平成28年4月1日から平成31年4月1日までに、4段階で経過措置を講じます。

税額（1,000本当たり）改正と実施時期は、次のとおりです。

実施時期	たばこ税額
現 行	2,495円
平成28年4月1日	2,925円
平成29年4月1日	3,355円
平成30年4月1日	4,000円
平成31年4月1日	5,262円

※ 「旧3級品」とは、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びウルマの国産6銘柄をいいます。

3 個人番号又は法人番号関係

「マイナンバー法」の施行に伴い、市民税、固定資産税、軽自動車税及び特別土地保有税に係る個人番号又は法人番号の取扱いを規定し、整備を行います。

（施行期日）

1及び2については、平成28年4月1日から施行します。

3については、平成28年1月1日から施行します。

**議案第 67 号 習志野市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例の制定について**

習志野市実籾コミュニティホールを設置するものです。

習志野市実籾コミュニティホールの概要

名 称	習志野市実籾コミュニティホール				
位 置	習志野市実籾五丁目 3 番 20 号				
設置目的	地域住民のふれあいとコミュニティ活動の推進を図るため				
施設概要	ホール 1、ホール 2、ホール 3、ホール 4				
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで				
休 館 日	(1) 月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日				
使 用 料	施設\時間	9 時～12 時	13 時～15 時	15 時～17 時	18 時～21 時
	ホール 1	750 円	500 円	500 円	750 円
	ホール 2	780 円	520 円	520 円	780 円
	ホール 3	780 円	520 円	520 円	780 円
	ホール 4	780 円	520 円	520 円	780 円
	備考 1 市内在住・在勤・在学者以外の者（市外居住者等）が使用するときは、当該使用料の額の 2 倍に相当する額を徴収する。 2 設置目的以外に使用する場合は、当該使用料の 2 倍に相当する額を徴収する。（市外居住者等が設置目的以外に使用する場合は、4 倍に相当する額を徴収する。） 3 12 時から 13 時まで又は 17 時から 18 時までに使用する場合は、それぞれの区分における 9 時～12 時の欄の使用料を 3 で除した額を徴収する。ただし、その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。				

（施行期日）

公布の日から起算して 6 か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。ただし、指定管理者による管理の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

議案第68号 習志野市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第5次一括法）」の制定により、建築基準法が改正されたことに伴い、建築審査会委員の任期を条例で定めることとされたことから、国土交通省令で定められた基準をもとに、次のように定めるものです。

条例で定める任期等

- 1 委員の任期は、2年とし、再任できる。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

（施行期日）

平成28年4月1日から施行します。

議案第69号 習志野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都市計画法により定められた地区計画区域内において、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、次の地区整備計画区域を追加し、建築物に関する特に重要な事項を定めるものです。

- 1 名称 谷津5丁目地区
- 2 位置 谷津5丁目の一部（谷津小学校の敷地が大半を占める地区）
- 3 建築物の制限内容
 - ・ 建築物の用途の制限
 - ・ 壁面の位置の制限
 - ・ 建築物の高さの最高限度
 - ・ 建築物の容積率の最高限度
 - ・ 建築物の建ぺい率の最高限度

（施行期日）

公布の日から施行します。

**議案第70号 習志野市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について**

ガス事業の供給戸数の増加により、条例で予定している戸数を上回ることが予想されるため、改正するものです。

	現 行	改 正 後
ガス事業 供給戸数	78,000戸	85,000戸

(施行期日)

平成28年4月1日から施行します。

議案第71号 工事請負契約の締結について（鷺沼西跨線橋補修工事）

次のとおり契約を締結するものです。

- 1 契約の目的 鷺沼西跨線橋補修工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 179,836,200円
- 4 契約の相手方 千葉市中央区栄町42番11号
株式会社エム・テック 千葉支店
支店長 森 山 稔
- 5 工事場所 習志野市鷺沼台二丁目743番15地先
- 6 工事期間 契約締結の日から360日間
- 7 工事概要
 - (1) 橋長 131.27m
 - (2) アプローチ部 39.2m
 - (3) 有効幅員 2.5m（拡幅部4.0m）
 - (4) 施工延長 108.8m
(うちアプローチ部39.2m)
 - (5) 床版取替 215㎡
 - (6) 防護柵取替 208m
 - (7) 伸縮装置取替 13m
 - (8) 支承取替 16箇所
 - (9) 落橋防止ケーブル設置 10箇所
 - (10) 縁端拡幅装置設置 16箇所
 - (11) 橋脚巻き立て 3基

議案第72号 財産の取得について（習志野市実籾コミュニティホール建物及び土地（敷地権））

習志野市実籾コミュニティホール建物及び土地（敷地権）を取得するものです。

1 取得する財産の表示

(1) 所在地 習志野市実籾五丁目103番3

(2) 数量 建物
専有部分746.14㎡及び共用持分部分
土地
1,319.70㎡のうち敷地権部分

2 取得の目的 習志野市実籾コミュニティホール建物及び土地（敷地権）

3 取得価格 2億7千万円

4 取得の相手方 名古屋市名東区一社3丁目7番地
株式会社ユニホー
代表取締役 加藤 公治

議案第73号 指定管理者の指定について（習志野市総合福祉センター花の実園）

（指定管理者）

習志野市秋津三丁目4番2号

社会福祉法人 習愛会

理事長 大塚 れい子

（指定の期間）

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）